

入札説明書

沖縄県が発注する「令和7年度自動車騒音常時監視業務」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和7年9月2日
- 2 入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称 令和7年度自動車騒音常時監視業務
 - (2) 委託業務の内容等 仕様書による
 - (3) 引渡の期限 令和8年3月13日
 - (4) 引渡の場所 沖縄県環境部環境保全課
- 3 入札に参加するものに必要な資格等
 - (1) 計量法第107条に基づく、沖縄県計量証明事業（環境、音圧）の登録者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (3) 国又は地方公共団体との間に契約した、自動車騒音常時監視業務又はこれと同等の自動車騒音測定業務の委託実績を過去2年間に複数回有すること。
 - (4) 入札参加資格申請書等の提出日まで、本県の指名停止処分等を受けていないものであること。
 - (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - (6) 労働関係法令を遵守しているものであること。
 - (7) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険等）に加入し、保険料の滞納が無いこと。
 - (8) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- 4 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
沖縄県環境部環境保全課 大気環境班
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号（県庁行政棟4階）
電話番号 098-866-2236
- 5 現場説明会 実施しない。
- 6 入札説明書及び仕様書に対する質問は次により行うこととする。
 - (1) 質問期限
令和7年9月10日（水）14時まで
 - (2) 質問書（様式第4号）
 - (3) 提出方法
メール（aa038008@pref.okinawa.lg.jp）にて契約事務担当まで送信し、受信確認を行うこと。
なお、メールの件名は「令和7年度自動車騒音常時監視業務に係る質問書」とすること。
 - (4) 回答方法
回答は、質問期限の翌日以降に当課ホームページに掲載する。
- 7 入札参加資格審査申請書等の提出
 - (1) 入札参加希望者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い一般競

争入札参加資格審査申請書及び関係書類（以下「資格審査資料」という。）を提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。当該資格の確認は、資格審査資料提出期限の最終日をもって行う。

なお、期限までに資格審査資料を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(2) 申請書類の提出期間

令和7年9月2日（火）から令和7年9月16日（月）までの午前9時から午後5時までの間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

(3) 申請書類の提出場所

沖縄県環境部 環境保全課 大気環境班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号（県庁行政棟4階）

電話番号 098-866-2236

(4) 資格審査資料の提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は7（2）の期日までに必着のこと。

(5) 資格審査資料の作成

提出書類は、次に掲げる書類とする。

ア 沖縄県計量証明事業（環境、音圧）の登録者あることの証明	1部
イ 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	1部
ウ 過去2年間の委託業務実績を証明する書類（様式第2号）	1部
エ 入札保証金に関する書類（上記ウを提出する場合は不要）	1部

(6) 提出された資格審査資料は、返却しない。

(7) 一般競争入札参加資格の審査結果

一般競争入札参加資格審査結果通知書により申請者あて通知する。

8 入札の方法

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札日時及び場所

令和7年9月26日（金）11時（沖縄県庁4階第2会議室）

(3) 提出方法

8（2）の開札場所に直接持参すること。

(4) その他

入札の際に7（7）に掲げる一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを持参すること。

9 入札及び開札の立会い等

(1) 入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない

10 入札保証金に関する事項

(1) 「入札保証金説明書」による。

11 契約保証金に関する事項

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。なお、契約を誠実に履行しない場合は、見積金額の 100 分の 10 を徴収する。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 国（独立行政法人、公共及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (4) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 談合又はその他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者のした入札
- (10) 代理人が入札する場合で、委任状の提出の無いもの及び入札書に代理人の署名又は記名押印いずれもないもの。

13 その他

- (1) 契約締結時期
落札者は、落札決定の日から起算して 7 日以内に契約を結ばなくてはならない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 最低制限価格の有無
設定しない。
- (4) 落札者の決定方法
 - ア 予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低価格を持って入札した者を落札者とする可能性がある。
 - イ 落札者となるべき同価の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに、くじで落札者をきめる。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 再度入札等
 - ア 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う
 - イ 前述 12 における無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。
- (6) 入札参加者は、「入札説明書」及び「入札保証金説明書」を熟読の上、入札に参加すること。